

吹田市公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市公立保育所民営化実施計画に基づき民営化する吹田市立保育所の移管を受ける事業者に対し、予算の範囲内において、公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、民営化する吹田市立保育所（以下「市立保育所」という。）の移管を受ける事業者とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、園児及び保護者への影響に配慮し、保育に係る事務及び事業の円滑な引継ぎを行うことができるよう、市立保育所が民営化されるまでの間、市立保育所の年間の行事等を合同で行う事業とする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、保育士等（園長に就く予定の者、保育士、看護師及び調理員をいう。以下同じ。）に係る人件費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の総額又は次の各号に掲げる保育士等の区分に応じ当該各号に定める額に保育士等が助成対象事業に従事した日数を乗じて得た額の総額のいずれか少ない額の範囲内において、市長が定める額とする。

- (1) 園長に就く予定の者 1日につき17,120円
- (2) 保育士（主任に就く予定の者） 1日につき16,200円
- (3) 保育士（主任に就く予定の者以外の者） 1日につき13,970円
- (4) 看護師 1日につき16,040円
- (5) 調理員 1日につき9,590円

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、次に掲げる事項を記載した公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名（以下「名称等」という。）
- (2) 交付申請額

2 前項の申請書には、合同保育実施計画書（様式第2号）及び保育士等人件費一覧表（様式第3号）を添付しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(交付の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、市長が指定する日までに、次に掲げる事項を記載して押印した公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の名称等
- (2) 請求額及びその種別

(交付)

第9条 助成金は、当該年度の10月に交付決定額の2分の1以内を交付し、当該年度の終了後残額を交付する。

(変更交付の申請等)

第10条 助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容に変更が生じたときは、次に掲げる事項を記載した公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金変更交付申請書（様式第6号）に当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称等
- (2) 変更交付申請額及びその種別
- (3) 変更の理由

2 前項の申請書には、合同保育実施計画書（様式第2号）及び保育士等人件費一覧表（様式第3号）を添付しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金変更交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請をした助成事業者に通知するものとする。この場合においては、第7条後段の規定を準用する。

4 前項の規定による通知を受けた助成事業者の交付の請求については、第8条の規定を準用する。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、当該年度の助成対象事業完了後、速やかに公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 合同保育実施状況報告書（様式第9号）
- (2) 合同保育参加者名簿（様式第10号）

(3) 合同保育に関する助成金計算書（様式第11号）

(4) 合同保育職員配置記録（様式第12号）

（助成金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金交付額確定通知書（様式第13号）により当該報告をした助成事業者へ通知するものとする。

（精算）

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既に交付した助成金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 次条又は第16条後段の規定に違反したとき。

(4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

（帳簿の整備等）

第15条 助成事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を助成対象事業完了後10年間保管しなければならない。

（報告の徴収等）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に助成対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、助成事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

（委任）

第17条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

